

マネーフォワード ビジネスカード ETC カード特約

本特約は、当社が提供するマネーフォワード ビジネスカードを利用した決済サービスに関して、ETC システムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するため、当社が別に定める「マネーフォワード ビジネスカード利用規約」（以下「原規約」といいます。）に規定する条件特約を定めたものであり、契約者は本特約を承認し、別途道路事業者が定める ETC システム利用規程（以下、「ETC 規定」という。）を合わせて遵守して ETC システムを利用するものとします。

第1条（総則及び用語の定義）

1. この特約（以下、「本特約」といいます。）は、本サービスの利用に関し、利用希望者又は契約者と当社に対して適用されます。なお、本特約で特に定義されていない用語は、原規約及び ETC システム取扱道路管理者が定める ETC 規定の語句の定義と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、原規約を準用するものとします。
3. 当社ウェブサイト又は本アプリ上に本サービスに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは本規約の一部を構成するものとします。個別規定又は追加規定が本規約と抵触する場合には、当該個別規定又は追加規定が優先されるものとします。なお、原規約と本特約が抵触する場合は、本特約が優先されるものとします。

第2条（ETC カードの発行と管理）

1. ETC カードは、原規約を承認のうえ、当社が発行するカードに入会した契約者のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村等道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、ETC 決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」という。）が別途定める ETC 規程を承諾のうえ、当社が定める方法により ETC カードの発行を申し込み、当社がこれを認めた者（以下「ETC 会員」という。）に発行、貸与します。
2. 当社は、契約者に貸与しているマネーフォワード ビジネスカード（以下「本カード」といいます。）に付帯するカードとして、ETC カードを発行し貸与します。
3. ETC 会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、ETC 会員の役職員に対して ETC カードを貸与することができるものとし、ETC 会員は当該役職員（以下「ETC カード使用者」といいます。）に本特約の内容を示し、遵守させるものとします。また、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払いは ETC 会員の責任とします。
4. ETC 会員及び ETC カード使用者（以下あわせて「ETC 会員等」といいます。）は、ETC カードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETC カードの占有を第三者に移転することは一切できず、ETC カード会員等に限り利用できます。他人に貸与、車輌内に放置等により第三者による不正使用があった場合、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払は ETC 会員等の責任とします。
5. 前二項に違反して、ETC カードが第三者に利用された場合、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払は ETC 会員等の責任とします。
6. ETC カードは、当社が所有権を有し、ETC 会員等は善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。

7. ETC カードの有効期限は、ETC カードに表示する当社が指定した日までとします。また、当社が引き続き ETC 会員として認める場合には、当社所定の時期に更新するものとし、ETC カードの有効期限が到来した後当社が引き続き ETC カード使用者として適当と認めた方に、新しい ETC カードを送付します。

第3条 (ETC カードの利用方法)

1. ETC カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し、道路事業者の定める料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置と無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
2. ETC 会員等は、道路事業者の定める料金所において ETC カードを提示することで通行料金の支払いができます。

第4条 (ETC カードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠)

1. ETC カードのご利用代金の支払方法は、1回払いとします。
2. 当社は、ETC 会員等が ETC カードを利用することにより発生した通行料金等（以下「通行料金等」といいます。）を、本カードのご利用代金請求と同じ方法により請求し、ETC 会員は本カードの立替金等と合算して支払うこととします。
3. 当社による請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC 会員は請求額の支払義務を負うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合には、ETC 会員と道路事業者間で解決するものとし、当社への支払義務に影響を及ぼさないものとします。
4. ETC カードによる利用可能額は、本カードの利用代金と合わせて ETC 会員の利用可能額の範囲内（以下「ETC カード利用可能枠」といいます。）とします。
5. ETC カード利用可能枠を超えて ETC カード使用者が ETC カードを利用した場合であっても、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとし、原規約に基づき支払請求及び充当されるものとします。

第5条 (ETC カードの解約及び利用停止と返却)

1. ETC 会員は、ETC カードの有効期限が到来した後更新が認められなかった場合は ETC カードを退会することとし、また、当社所定の方法によりいつでも ETC カードを退会することができます。この場合、当社に対する債務の全額を返済したときをもって ETC カードを退会するものとします。
2. ETC 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は ETC 会員に通知することなく ETC カードの利用の停止又は利用資格の取り消しを行うことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該 ETC カードの無効を通知することができます。
 - (1) ETC カード申込時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本特約、原規約及び ETC システム利用規程のいずれかに違反した場合
 - (3) ETC カード又は本カード利用代金等当社に対する一切の債務の履行を怠った場合
 - (4) ETC 会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合
 - (5) ETC カード又は本カードの利用状況が適当でない又は不審であると当社が判断

した場合

(6) その他当社が ETC 会員として不適当と判断した場合

3. 本条第 1 項により退会した場合、又は前項の各号に該当し当社又は当社の委託を受けた者より ETC カードの返却を求められた場合は、ETC 会員等は直ちに当社へ返却するか ETC 会員の責任において破棄するものとします。
4. 本条 2 項各号に該当し、当社により ETC カードの利用資格の取り消しを行われた場合、当社は、別途定める方法により本カードのサービス利用契約を解約し、退会させができるものとします。
5. 本条 2 項各号に該当し、当社により ETC カードの利用資格の取り消しを行われ、又は ETC 会員が ETC カードを退会した後に ETC 会員等が ETC カードを利用し ETC システムを利用することができる車線を通行できなかった場合、当社は、ETC 会員等が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第6条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行、ETC カードの管理)

1. ETC 会員等が ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又は ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、ETC 会員は直ちに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、当社が適当と認めた場合に ETC カードを再発行します。その場合、ETC 会員は当社所定の手数料を支払うものとします。
3. ETC カードの紛失・盗難の場合の ETC 会員等の責任は、原規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
4. ETC カードの使用者が ETC カードを車載器にセットしたままにする等により ETC カードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合、他の ETC カードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害の責任は ETC 会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条 (ETC カードの有効期限)

1. ETC カードの有効期限は、本カードと別に定めるものとし、ETC カード券面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限内における ETC カード利用による支払いについては、有効期限経過後であっても本規約及び原規約を適用します。

第8条 (免責事項)

1. 当社は、ETC カードの利用代金決済に関する事項を除き、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故又は不正な通行若しくは不正な通行を試みる行為や第三者との紛争、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員等が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第9条 (個人情報の取り扱い)

ETC 会員等は、ETC カード発行の申し込み時に登録した個人情報、及び通行記録等及び請求データ等を、当社、当社の親会社及びグループ会社が必要な範囲で利用することを了承します。

第 10 条 (ETC 多目的利用サービス)

本規定の他の定めにかかわらず、ETC 会員等は、ETC カードを ETC システムにおける通行料金の決済以外のため（以下「ETC 多目的利用サービス」といいます。）に用いることができます。ETC 会員等が ETC 多目的利用サービスを利用する場合には、本特約が適用され、また、ETC 多目的サービスの運営事業者の定める ETC 多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。

2025 年 11 月 5 日 制定

2026 年 2 月 13 日 改定